

1. 件名：「東通原子力発電所1号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（67）」

2. 日時：令和3年1月8日（木）13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、松末技術参与、中村主任審査官（テレビ会議システムによる出席）

東北電力：土木建築部 部部長 他15名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

（1）東北電力から、平成26年6月10日に申請のあった東通原子力発電所1号炉の設置変更許可申請のうち、内陸地殻内地震の地震動評価について説明があった。

（2）原子力規制庁から、以下の事項について事実確認をした。

①「陸奥湾付近に想定される規模の小さい東傾斜の地震」の考え方について

②「横浜断層（西傾斜）による地震」の地震動評価における断層傾斜角45°の不確かさケースにおける断層長さの考え方及び断層モデルを用いた手法による地震動評価への影響について

③「横浜断層（東傾斜）による地震」の位置付けについて

④ハイブリッド合成法を採用した考え方について

（3）東北電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

①「陸奥湾付近に想定される東傾斜の逆断層による規模の小さい地震」とは、地質調査結果から活断層として認められないので、「規模の小さい

断層」ではなく、「規模の小さい地震」が用語として適切である。

- ②「横浜断層（西傾斜）による地震」の地震動評価のケース2（断層傾斜角の不確かさケース）では、基本ケースで保守的に断層面が地震発生層を飽和する規模である M_0 （地震モーメント） $=7.5 \times 10^{18} \text{Nm}$ と設定しているため、それ以上の規模とならないように、同規模を保持し断層傾斜角を 45° に傾けると、基本ケースに比べ断層幅は長くなるが、断層長さは短く 22km となる。また、当該検討ケースは、断層面と敷地との距離が遠くなることから、地震動評価への保守性を検討したものではなく、ラディエーション（放射特性）の影響を検討するため実施したものである。
- ③「横浜断層（東傾斜）による地震」は、「横浜断層（西傾斜）による地震」とともに検討用地震として選定している。ただし、「横浜断層（東傾斜）による地震」は、地質調査結果から活断層として認められたものではなく、保守的に仮定したという位置付けである。
- ④断層モデルを用いた手法による「横浜断層（東傾斜）による地震」の地震動評価において、2つの不確かさケース（ケース2及びケース3）ではハイブリット合成法を用いているのは、統計的グリーン関数法と理論的手法による地震動評価結果を比較した上で、一部の周期帯において理論的手法による結果がやや大きくなるからである。資料に採用した理由をその旨記載する。

6. 提出資料

- ・東通原子力発電所1号炉 コメントリスト（地震・津波関係）：審査会合
- ・東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち内陸地殻内地震の地震動評価について